

令和5（2023）年度栃木県訪日旅行商品造成助成事業助成金交付要領

この要領は、栃木県が、訪日外国人旅行を催行する旅行業者、旅行業者代理業者及び旅行サービス手配業者（以下「旅行会社」という。）に対して、栃木県を訪れる海外からの旅行商品（以下「本県ツアー」という。）に係る経費の一部を助成するために必要な事項を定めるものである。

（目的）

第1条 本事業は、栃木県を訪れる海外からの旅行商品の造成・販売に係る経費の一部を助成することにより、団体旅行を通して外国人旅行者の来県促進及び県内消費拡大を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2条 訪日外国人旅行を催行する旅行業法第3条又は第23条の登録を受けた旅行会社で、日本国内に営業所を置き、書類の記載や問合せ対応等を日本語により行える者とする。

（助成条件）

第3条 本県ツアーで、1ツアーごとに次の条件を全て満たすこと。

- (1) 令和5(2023)年4月28日(金)から令和6(2024)年3月11日(月)を対象期間とし、対象期間最終日までに本県ツアーを完了すること。
- (2) 栃木県内の宿泊施設に2泊以上すること。
- (3) 県内5エリア(日光・那須・県央・県東・県南)のうち、2エリア以上の有料観光施設(飲食施設等を含む。)を利用すること。(※県内5エリアの区分は別表1を参照)
- (4) 送客数が10名以上の団体旅行であること。

（受付期間）

第4条 交付申請の受付期間は、令和5(2023)年4月17日(月)～令和6(2024)年2月26日(月)までとする。なお、旅行実施日を問わず、申請の受付は先着順とし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。

（助成額）

第5条 助成の種類は基本助成及び加算助成とし、それぞれの助成額は、旅行の参加者1名につき別表2のとおりとする。ただし、1本県ツアーにつき、それぞれ同表に定める金額を限度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、旅行会社1社あたりの助成額の上限は4,000,000円とする。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を申請しようとする者は、本県ツアー開始予定日から起算して原則として15日前までに、「助成金交付申請書」(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、栃木県訪日旅行商品造成助成事業事務局(別表3のとおり。以下、「事務局」という。)にメールで提出しなければならない。なお、同一申請者で複数回の本県ツアー催行を予定している場合、「助成金交付申請書」及びツアー行程表以外の書類については初回のみ提出で足りるものとする。

(「助成金交付申請書」及びツアー行程表は、1 本県ツアー毎に提出すること。)

- (1) 誓約書 (様式第 2 号)
- (2) ツアー行程表 (任意様式)
- (3) 助成金の受取りに指定する事業者名義 (個人事業者の場合は代表者名義) の口座の通帳の写し (インターネットバンキングの場合は、振込先が分かる画面のキャプチャーでも可)
- (4) 旅行業法第 3 条又は第 23 条の登録を受けていることが分かる書面の写し
- (5) 手配バス事業者の運送引受書の写し又は予約内容を確認できる書類の写し (加算助成を申請する場合のみ)

(交付の決定及び通知)

第 7 条 事務局は、第 6 条に定める書類の提出を受理した後、速やかに書類を審査し、助成条件に適合すると認めたときは、「助成金交付決定通知書」(様式第 3 号)により、申請を受理した日から起算して 3 営業日以内に申請者にメールで通知するものとする。

2 申請者は前項で受理した書類に不備があり、事務局から補正を求めるメールを受信したときは、その日から起算して 10 日以内に当該補正を行った書類を再提出しなければならない。なお、期限内に再提出が無い場合、当該申請は無効とする。

(事業の変更等)

第 8 条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合は、速やかに「助成金変更申請書」(様式第 4 号)を事務局にメールで提出し、事務局の承認を受けなければならない。ただし、行程の変更や交付決定額の 20 パーセント未満の減額等、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 申請者は、助成事業の申請を取り下げの場合は、速やかに「助成金取り下げ申請書」(様式第 4 号-2)を事務局にメールで提出し、事務局の承認を受けなければならない。

3 第 7 条の規定は前 2 項の手続きを行う場合に準用する。

(実績報告)

第 9 条 申請者は、本県ツアー終了日から起算して 10 日以内に、「助成金実績報告書兼請求書」(様式第 5 号)に、次に掲げる書類を添えて、事務局にメールで提出しなければならない。

- (1) ツアー最終行程表 (任意様式)
- (2) 宿泊利用確定証明書 (様式第 6 号)
- (3) 有料観光施設利用確定証明書 (様式第 7 号)
- (4) 手配バス事業者の運送引受書の写し (加算助成を請求する場合のみ)

(助成額の確定)

第 10 条 事務局は、第 9 条に定める書類の提出を受理した後、速やかに書類を審査し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成額を確定し、「額の確定通知書」(様式第 8 号)により、実績報告を受理した日から起算して 3 営業日以内に申請者にメールで通知するものとする。

2 申請者は前項で受理した書類に不備があり、事務局から補正を求めるメールを受信したときは、その日から起算して 10 日以内に当該補正を行った書類を再提出しなければならない。

(助成金の支払)

第 11 条 事務局は、第 10 条で定める書類を申請者にメールで送付した日から起算して原則として 14 日以内に、交付申請時に申請者から指定のあった口座へ助成額を振り込むものとする。

(交付の取消)

第 12 条 事務局は、助成金の交付決定又は助成を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の取り消し又は既に交付した助成金の全額を返金させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 各手続に必要とされる書類が期限内に提出されない場合
- (3) この要領の規定に違反した場合

(関係書類の保管等)

第 13 条 申請者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から 5 年間これを保管しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要領に定めのない事項については、栃木県と事務局が別途協議の上決定するものとする。

附則 この要領は令和 5 (2023) 年 4 月 10 日から施行する。

(別表1) 県内5エリア区分

エリア	市町
日光	日光市
那須	大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町
県央	宇都宮市、鹿沼市、さくら市、那須烏山市、上三川町、高根沢町、那珂川町
県南	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町
県東	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町

(別表2) 助成額・助成限度額等

助成の種類	助成条件	1名あたりの助成額	1本県ツアーあたりの限度額
基本助成	上記第3条のとおり	10,000円	1,000,000円
加算助成	栃木県内に本社または支社を有するバス事業者の貸切バスを利用すること	2,500円	250,000円

※加算助成については、基本助成に加算して助成するものとする。

※以下の者については、助成対象外とする。

- (1) 日本国籍を持つ参加者
- (2) 添乗員やツアーガイド等、旅行催行業務に携わる関係者
- (3) 宿泊料金が掛からない参加者

(別表3) 関係書類提出用

栃木県訪日旅行商品造成助成事業事務局（株式会社日本旅行宇都宮支店）	
メールアドレス	tochigi_hounichi@nta.co.jp
電話番号	028-346-4171 ※至急の場合を除き、メールでの問い合わせを原則とする。
受付時間	月曜日～金曜日 10:00～17:00 ※土日、祝日、年末年始（12/28～1/4）は営業時間外